

議案第 73 号

伊賀市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表伊賀市島ヶ原子育て支援センターの項中「4696 番地 9」を「4736 番地」に改める。

第 7 条第 4 号中「その他市長」を「前 3 号に掲げる者のほか、市長」に改める。

第 8 条中「、利用が」を「、施設の利用が」に改め、「、利用を制限されたとき」を削り、「退去を命ぜられた」を「前条の規定により施設から退去させられることとなった」に改める。

第 11 条中「市長が」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。